

類 分	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	第3子以降保育所・認定こども園保育料免除事業
	対象者：【基本受給資格要件】 ・婚姻をしていない子どもを3人以上養育していること ・親子が太田市に住民登録があること ・対象者が市税等（市税等、認可保育所保育料、市立幼稚園保育料）に滞納がないこと ※所得制限は設定しません。 内 容：保育料を免除（準認可保育施設は助成） 問合せ：《こども課 入園児童係》 TEL：0276-47-1943
	子育て世帯ベーシックサービス事業
	対象者：【基本受給資格要件】 ・幼児教育・保育施設に通園する幼児の保護者であること ・保護者及び幼児が太田市に住民登録があること ・幼児教育・保育施設への給食費の支払いが終了していること 内 容：給食費を助成 ・月4,400円を上限とする ・太田市デジタル地域通貨「OTACO」による 問合せ：《こども課 児童給付係》 TEL：0276-47-1942
	学校給食費無料化・助成事業
	対象者：①無料化事業 ・市立小学校、市立中学校（太田中除く）、義務教育学校に在籍する児童生徒。 ・市立幼稚園（藪塚本町南幼稚園）に在籍する園児。 ※手続きは不要です。 ②助成事業 ・太田中学校、県立特別支援学校、私立の小中学校、市外の小中学校などに在籍する児童・生徒。 ・市立小学校、中学校（太田中除く）、義務教育学校に在籍しており、アレルギー疾患により学校給食に代えて弁当を持参している（一部喫食含む）お子さん。 【要件】 ・太田市に住民登録があること。 ・医療保険に加入していること。 内 容：① 学校給食費が無料になります。 ② 小学生：45,000円、中学生：55,000円（※年間の上限額）をOTACO（太田市デジタル地域通貨）のcoinで支給。 問合せ：《学校施設管理課 学校給食係》 TEL：0276-20-7086
	児童医療費を公費助成
	対象者：0歳から18歳までの婚姻したことがない者（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで） （ただし、婚姻したことがない者とする資格要件は令和5年10月1日に改正予定） 内 容：子どもの医療費のうち保険診療の自己負担金相当額を公費で負担する医療費助成をすることにより、児童の健康管理の向上と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。 問合せ：《医療年金課 福祉医療年金係》 TEL：0276-47-1940
	放課後児童クラブ
	対象者：仕事などにより昼間家に保護者がいない小学校に就学している児童。 内 容：・放課後から夕方まで学校敷地内の施設や指定民家等において遊びや生活の指導を行います。 ※保護者の送迎が必要です。 問合せ：《児童施設課 放課後児童支援係》 TEL：0276-47-1924

類 分	事業名 （対象者・内容）
子育て支援	放課後児童支援事業【こどもプラッツ事業】 対象者： ・小学１年生から６年生まで。 ・保護者等が就労等による留守家庭の児童。 内 容： ○実施日時： ・平日は、月曜日から金曜日の放課後から午後５時４５分まで ・長期休業日は、月曜日から金曜日の午前８時３０分から午後５時４５分まで ※土日祝日、お盆期間中、年末年始は休室。また学校行事によって休室になる場合があります。 ○活動場所： ・学校の敷地内（余裕教室等）や近隣の公共施設 ○負担金： ・月額 ３,５００円（８月のみ６,０００円）、おやつ無し。保険料は別途負担。 ○活動内容： ・学習（宿題）の時間あり。また異学年交流遊びなど。 問合せ：《児童施設課 放課後児童支援係》 ℡：０２７６-４７-３３０１

類 分	事業名 （対象者・内容）
住宅支援	各種奨学金制度 対象者：進学等の意欲と能力がありながら、経済的理由により高校及び大学等での修学が困難な者 内 容：奨学金を貸与または給付し、有用な人材を育成することを目的とした制度です。 ①太田市奨学金（貸与型） ○貸与金額：高校生等 月額13,000円、大学生・大学院生等 月額33,000円 ○返還方法：卒業後、1年を経過した年から貸与年数の2倍に相当する期間内に割賦返還。 ※卒業後、市内に居住する等の条件を満たした者に対する返還免除制度あり。 ②笹川清奨学金（給付型） ○給付金額：大学生・大学院生等 年額400,000円 ※対象者や貸与条件等は制度ごとに異なります、詳細は下記までお問い合わせください。 問合せ：《教育総務課 総務係》 TEL：0276-20-7080
農業体験・就農支援	住宅用再エネ機器導入報奨金 対象者：・自己が所有し居住する市内の住宅に、令和5年4月1日から令和6年3月29日までの期間に、太陽光発電システム：発電出力2kW以上、蓄電池システム：蓄電容量4kWh以上、おひさまエコキュートを設置した、太田市に住民登録のある個人 ・報奨金申請時において、市税等の滞納がないこと。 内 容：・支給金額 太陽光発電システム：一律50,000円 蓄電池システム：一律50,000円 おひさまエコキュート：一律20,000円 ※太田市デジタル金券（OTACO）で支給します。 問合せ：《脱炭素推進室 企画係》 TEL：0276-47-1953
起業支援	市民農園事業 対象者：・太田市に在住または在勤の人 内 容：区画数：69区画 面積：1区画約50m² 利用料：1m²あたり200円 農園内の施設と設備 ・農機具庫（1区画1室）・堆肥置場・小型耕運機（1時間200円） ・散水栓・給水所・東屋 問合せ：《農村整備課 施設管理係》 TEL：0276-20-9713 創業経営安定資金 対象者：創業予定、又は創業して1年未満の方で、市内在住または市内在勤3年以上で市税等を完納している人（保証協会の創業・創業等関連保証を付けること） 内 容：資金使途 運転資金（6年以内・据え置き1年以内）、 設備資金（8年以内・据え置き1年以内） 融資限度額 500万円以内 融資利率 年1.5%以内 保証料 市が全額負担 問合せ：産業政策課 経営支援係 TEL0276-47-1834 女性起業支援（おおたなでしこ未来塾） 対象者：太田市内在住在勤で起業を選択肢として考えている女性 内 容：「起業に興味があるけど何をしたらいいの？」「女性ならではの悩みとは？」自分らしい働き方の一つである「起業」について一歩を踏み出すためのセミナーや講義（講師は現役の女性起業家です） 時 期：6～9月にプレセミナー含め全6回（申し込みは6/23まで） 問合せ：産業政策課 経営支援係 TEL0276-47-1834